

第 216 回 役 員 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 5 月 22 日 (月) 15 時 30 分～16 時 00 分
出席者 今野学長、山本理事、渡邊理事、河本理事、斉藤理事
陪 席 松山副学長、梅村副学長、鈴木副学長、北川副学長、中村副学長、西山監事、村本
監事、事務局次長（総務・教育担当）、事務局次長（病院担当）、
総務課長、総務課課長補佐

第 215 回役員会議事録を確認し了承した。

議 題

1 医学部医学科収容定員の変更について

総務課長から、医学部医学科収容定員の変更について配付資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認した。

2 浜松医科大学顧問について

議長から、浜松医科大学顧問の新設について配付資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認した。

また、当該顧問の委嘱について配付資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認した。

3 規則等の制定改廃について

総務課から、浜松医科大学顧問に関する規程の新規制定について配付資料に基づき説明があり、審議の結果、全会一致で承認した。

以 上

医学部医学科収容定員の変更について

1. 現在（令和5年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	編入学定員	収容定員
115 名	5 名	715 名

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和6度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	編入学定員	収容定員
100 名	5 名	700 名

3. 令和6年度の増員計画

入学定員	編入学定員	収容定員
115 名	5 名	715 名

↓内訳

- ① 地域枠の増員希望 15 名
対象都道府県名及び増員数

大学が所在する都道府県	静岡県	15 名
-------------	-----	------

	(入学定員)	暫定的な医学部入学定員の増	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	2年編入学(5)	収容定員合計
平成20年度	95		95	95	95	95	95	95	570	25	595
平成21年度	100	5	105	95	95	95	95	95	580	25	605
平成22年度	100	15	115	105	95	95	95	95	600	25	625
平成23年度	100	15	115	115	105	95	95	95	620	25	645
平成24年度	100	15	115	115	115	105	95	95	640	25	665
平成25年度	100	15	115	115	115	115	105	95	660	25	685
平成26年度	100	15	115	115	115	115	115	105	680	25	705
平成27年度	100	15	115	115	115	115	115	115	690	25	715
平成28年度	100	15	115	115	115	115	115	115	690	25	715
平成29年度	100	15	115	115	115	115	115	115	690	25	715
平成30年度	100	15	115	115	115	115	115	115	690	25	715
令和元年度	100	15	115	115	115	115	115	115	690	25	715
令和2年度	100	15	115	115	115	115	115	115	690	25	715
令和3年度	100	15	115	115	115	115	115	115	690	25	715
令和4年度	100	15	115	115	115	115	115	115	690	25	715
令和5年度	100	15	115	115	115	115	115	115	690	25	715
令和6年度	100	15	115	115	115	115	115	115	690	25	715
令和7年度	100		100	115	115	115	115	115	675	25	700
令和8年度	100		100	100	115	115	115	115	660	25	685
令和9年度	100		100	100	100	115	115	115	645	25	670
令和10年度	100		100	100	100	100	115	115	630	25	655

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 2 日

各都道府県衛生主管部（局）
各国公私立大学医学部 御中

文部科学省高等教育局医学教育課
厚生労働省医政局医事課

令和 6 年度の医学部入学定員等の臨時的な増加の取扱いについて

「経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) 及び「令和 6 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)」(令和 4 年 11 月 4 日付け 4 文科高第 1152 号文部科学省高等教育局長、医政発 1104 第 34 号厚生労働省医政局長通知) を踏まえた令和 6 年度の医学部入学定員に関する暫定的な措置に係るスケジュール、具体的な手続、要件等の詳細について、別添のとおり取り扱う予定ですのでお知らせします。

地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員等の増員について

1. 令和6年度の入学定員増に関する方針

(1) 地域の医師確保のための入学定員増

医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会の「第5次中間とりまとめ」(令和4年2月)においては、令和6年度以降の医学部定員は、医療計画の策定を通じた医療提供体制や医師の配置の適正化とともに検討する必要があるため、第8次医療計画等に関する検討会等における議論の状況を踏まえて検討する必要があるとされた。

第8次医療計画等に関する検討会地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループにおいては、令和6年度以降の臨時定員について、臨時定員全体の必要性を十分に精査し、地域における医師の確保に必要な範囲で臨時定員の設置を認めることが報告された。

これらを踏まえ、「令和6年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)」(令和4年11月4日付け4文科高第1152号文部科学省高等教育局長、医政発1104第34号厚生労働省医政局長通知)において、地域の医師確保のための令和6年度の入学定員増に関する方針を示したところであるが、具体的な臨時定員地域枠の手續、留意事項等については、以下のとおりとする。

- ① 地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に係る入学定員の増員を希望する大学及び都道府県¹は、必要な調整を相互に行った上で、増員の必要性、増員分に見合う数の学生を確保するための方策等を記載した文書を作成し、文部科学省及び厚生労働省に提出するものとする。申請する増員の数、令和4年度に認可を受けた増員相当分についても必要性を再検討し、十分に精査した上で決定することが必要である。併せて、従事要件が課される者の教育・キャリアに十分に配慮した対応²を行うことが可能な人数に限ることとする。その際、第8次医療計画等に関する検討会の「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」(令

¹ 医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会の「第4次中間取りまとめ」(平成31年3月)において公表した「将来時点(2036年)における不足医師数」の上位推計において医師不足である都道府県を中心に、将来時点の医師不足都道府県以外の都道府県であって医師少数区域を有する都道府県等を想定。

² 例えば、都道府県は、大学や医療機関等と連携し、キャリア形成卒前支援プランの各卒前支援プロジェクトにおいて、地域医療に関する実習や講義の支援、定期的な勉強会等の開催等の方法により、対象学生が将来従事する地域と接する機会を提供し、対象学生の将来地域医療に従事する意識の向上に資することとされている(「キャリア形成プログラム運用指針」(令和3年12月1日付け医政発1201第1号厚生労働省医政局長通知))。

和4年12月28日)において、都道府県は、地域枠に加えて地元出身者枠についても恒久定員内への設置について、積極的に大学と調整を行うとともに、地域枠等の医師のキャリア形成を支援するとされていることに留意し、臨時定員の必要性について十分に検討すること。

- ② 文部科学省及び厚生労働省は、令和4年度までに認可した臨時定員の運用実績（地域枠の欠員及び離脱の状況、離脱防止の取組、義務履行期間中の医師少数区域への配置状況等の実績をいう。）や、地域枠及び地元出身者枠の恒久定員内への設置の検討状況³等を踏まえ、増員の必要性を慎重に精査し、全体として令和元年度の全国の入学定員数を超えない範囲で、かつ、地域の医師確保又は診療科偏在対策に有用な範囲に限り増員申請を認める（ただし、全ての地域枠の従事要件に、特定の診療科を位置付けることを義務付けるものではない⁴。）。この過程において、都道府県及び大学に対して、増員の必要性等について有識者によるヒアリングにおいて説明を求める場合があるので留意すること。

（2）研究医養成のための入学定員増

令和4年度において、令和5年度までを期間とした医学部入学定員等の増員を認可したところであるが、基礎医学及び社会医学等に関する研究医養成拠点としてふさわしい実績を有しており、かつ、教育研究に係る共同利用拠点等の優れた教育研究資源を活かして、複数大学の連携により社会的要請の強い研究医養成拠点を形成しようとする大学であって、研究医養成の観点から学部・大学院教育を一貫して見通した特別コース及び研究医定着のための奨学金を設ける大学の入学定員について更なる増員を希望する大学については、令和4年度に認可を受けた各大学から、認可を受けた臨時的な定員数を上限として、再度の増員申請を認める。

なお、「研究医養成拠点として相応しい実績」については、以下の要素を満たすものとする。

³ 医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会の「第5次中間とりまとめ」において、地域枠の設置は安定した運用の観点からは恒久定員内で措置することが望ましいとされた。なお、令和3年12月の「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改正により、キャリア形成プログラム適用の同意が得られた一般枠の学生に対する修学資金貸与に関して地域医療介護総合確保基金が活用できることを明確化している。

⁴ 地域枠の従事要件に特定の診療科を位置付ける場合には、当該都道府県で不足する診療科を複数提示し同意を得た上で入学者を選抜し、卒後、その中から診療科を選択させる取組などが考えられる。なお、地域枠学生の入学時点と診療科を選択する時点での医療提供体制の状況が異なることも考えられることから、診療科を提示するにあたっては、例えば専門研修におけるシーリングの状況等も踏まえ、対象の診療科を検討し、地域医療対策協議会の意見も聴くことが望ましい。また、診療科を選択する時点で、入学時に提示した診療科や当該診療科に係る専門研修プログラムの選択に制限がある場合、入学時点で提示していなかった診療科のうち診療科選択時に当該都道府県内で不足している診療科の選択も可能にする等、当該診療科に係る従事要件の変更も含めて柔軟に対応することが望ましい。単一の診療科を指定することについては、大学入学時に志願者が将来の診療科を選択することは困難であると考えられることに加え、定員割れの可能性もあるため推奨しない。

- ・継続的に基礎医学及び社会医学分野へ進学する大学院生を確保してきた客観的な実績が大学より説明されること。
- ・大学院博士課程修了者のうち基礎医学及び社会医学分野に就職し、継続的に研究医を輩出してきた客観的な実績が大学より説明されること。
- ・過去3年間に、基礎医学及び社会医学の研究医養成に関する取組又は研究の基盤が国公立大学を通じた大学教育改革の支援に関する補助事業に採択された実績があること、又は、これに類する、基礎医学及び社会医学の研究医養成に関する取組又は研究の基盤が優れたものと評価された実績があること。
- ・その他、これに類する、他大学と比較した際に基礎医学及び社会医学に関する研究医養成拠点として相応しいと考えられる、客観的な実績が大学より説明されること。

また、「特別コース」については、基礎医学及び社会医学に関するMD－PhDコースの設置等、他の学生とは異なるカリキュラムを編成することにより、基礎医学及び社会医学に関する学部・大学院を一貫した教育内容・教育体制が構築されているものであり、以下のような措置が複数講じられ、研究医養成に関する有効性が高い取組であることとする。

- ・専用の入試枠を設けて基礎医学及び社会医学に関する研究意欲の高い入学者の選抜を行うもの。
- ・学生が研究活動を実施するために必要となる研究費について予算措置がなされるもの。
- ・学生が研究成果を発表できるよう、学会発表、論文発表の機会が設けられており、その指導に必要な体制が構築されるもの。
- ・臨床研修により研究活動が中断されることのないよう、配慮がなされるもの。
- ・研究医となった際の常勤ポストが確保されるもの。
- ・海外での研修の機会が付与されるもの。
- ・その他、研究医に必須の能力を養成する上で必要不可欠と考えられる取組が実施されるもの。

今後、研究医養成のための「特別コース」の履修者に対する追跡調査を行うこと等を求める可能性もあることから、増員の検討に当たっては十分に留意すること。

(3) 入学定員等の臨時増員の期間

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)及び「令和6年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)」(令和4年11月4日付け4文科高第1152号文部科学省高等教育局長、医政発1104第34号厚生労働省医政局長通知)を踏まえ、増員期間は1年間(令和6年度まで)とする。

2. 今後のスケジュール

令和5年3月を目途に令和6年度医学部臨時定員増に関する意向調査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて追加の意向調査を実施する。回答の内容を踏まえ、増員の必要性等についてヒアリングにおいて説明を求める場合があるので留意すること。その後、令和5年8月を目途に令和6年度入学定員増員計画等の文書の提出を依頼する予定である。

都道府県及び大学においては、このスケジュールを踏まえ、速やかに関係者間で必要な協議を行うこと。

3. 入学定員に関する令和7年度以降の方針

「令和6年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」（令和4年11月4日付け4文科高第1152号文部科学省高等教育局長、医政発1104第34号厚生労働省医政局長通知）において、令和6年度の医学部定員については令和2年度から令和5年度と同様、令和元年度の医学部総定員数を上限とすることとされている。

令和7年度以降の方針については、第8次医療計画等に関する検討会等における議論の状況を踏まえて検討し、別途通知する。

4. 留意事項

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）」第13条第3号に規定する特定地域（東京都特別区の存する区域内）における収容定員増の抑制の例外の対象とされる医学部臨時定員増は、「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号。以下「認可の基準」という。）」第3条第1項第1号（上述1.（1）及び（3）に相当）のみであり、認可の基準第3条第2号（上述1.（2）に相当）については、同法第13条第1号の規定により、前年度の収容定員の範囲に限り再度の定員増が認められることとなるため、留意すること。

また、特定地域内の大学は、令和6年度臨時定員増の申請に際しては、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令」（平成30年政令第177号）第4条第1項、「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」（平成30年内閣府、文部科学省令第1号）第9条第1項に基づき所定の届出書に説明書等を添えて文部科学大臣に届け出ること。

なお、収容定員増に係る学則変更の認可申請に際しては、認可の基準第1条第1項第1号及び第2号に掲げる要件を参照の上、遺漏のないよう対応すること。また、国立大学についても「認可の基準」に準ずることとされているため、遺漏のないよう対応すること。

令和6年度医学部臨時定員増に係る現時点のスケジュール（予定）

3・4月	令和6年度の医学部臨時定員増に係る意向調査の実施
5・6月	（必要に応じて）追加調査 文部科学省・厚生労働省ヒアリング 有識者ヒアリング
8月頃	増員計画提出依頼 発出 増員計画提出 〆
以降	収容定員に係る学則変更認可申請等 受付開始 大学設置分科会等への諮問 学則変更認可の結果を各大学へ通知

※スケジュールが変動する可能性がありますことご承知おきください。